

## 上告理由書添付資料

- 資料1-1： 江口とし子「国と地方自治体との関係」『新・裁判実務体系 第2  
5巻 行政争訟』
- 資料1-2： 河野敬「事件性」『講座 憲法訴訟 1巻』
- 資料1-3： 常岡孝好「自治体による住基ネット接続義務確認訴訟と司法権」(判  
例評論580号)
- 資料1-4： 曾和俊文「地方公共団体の訴訟」『行政救済法2』
- 資料2-1： 東京都杉並区個人情報保護条例（昭和61年12月1日，杉並区条  
例第39号）
- 資料3-1： 「〈対談〉あらためて憲法13条裁判を考える ―住基ネット訴訟  
に関連して」（法律時報79巻11号）
- 資料4-1： 原田尚彦「法令の執行者としての地方公共団体 ―法令の遵守責任  
と自主解釈権」『新版 地方自治の法としくみ』（153頁以下）
- 資料5-1： 杉原泰雄『地方自治の憲法論』（145頁以下）
- 資料5-2： 手島孝『憲法学の開拓線』（247頁以下）
- 資料5-3： 鴨野幸雄「地方自治論の動向と問題点」（公法研究56号）



東京都杉並区個人情報保護条例を公布する。

昭和六十一年十二月一日

東京都杉並区長 松田良吉

杉並区条例第三十九号

東京都杉並区個人情報保護条例

目次

第一章	総則（第一条―第五条）
第二章	個人情報の収集（第六条―第九条）
第三章	個人情報の管理（第十条―第十二条）
第四章	個人情報の利用（第十三条―第十五条）
第五章	電子計算組織による処理（第十六条・第十七条）

第六章 自己情報の閲覧及び訂正の請求等（第十八条―第二十四条）

第七章 救済の手續（第二十五条）

第八章 雑則（第二十六条―第三十一条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、自己に関する個人情報情報の閲覧、訂正等を求める区民の権利を保障するとともに、個人情報情報の保護に関し必要な事項を定めることにより、区民の基本的人権の擁護と信頼される区政の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別さ

れ得るものであり、文書、図画、写真、フィルム及び磁気ディスク（これに類するものを含む。）に記録されるもの又はされたものをいう。

二 実施機関 区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会をいう。

（実施機関等の責務）

第三条 実施機関は、個人情報を収集し、管理し、又は利用するに当たつては、区民の基本的な人権を尊重するとともに、個人情報の保護及び区民福祉の向上を図るため必要な措置を講じなければならない。

二 個人情報の収集、管理又は利用に当たつては、実施機関の職員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（事業者の責務）

第四条 事業者は、その事業の実施に当たつては、個人情報の保護

に係る区民の基本的な人権を侵害することのないよう努めるとともに、個人情報保護に関する区の施策に協力しなければならない。

#### （区民の責務）

第五条 区民は、相互に個人情報の重要性を認識し、個人情報の保護に努めるとともに、個人情報の保護に関する区の施策に協力しなければならない。

### 第二章 個人情報の収集

#### （適正収集の原則）

第六条 実施機関は、個人情報を収集するときは、その目的達成に必要な範囲で、適法かつ公正な手段によつて行わなければならない。

#### （収集の禁止事項）

第七条 実施機関は、法令に定めがあるとき、その他正当な行政執行に関連し、その権限の範囲内において行われるときを除き、次の各号に掲げる事項に関する個人情報を収集してはならない。

- 一 思想、信条及び宗教に関する事項
- 二 人種及び特別な社会的差別の原因となる社会的身分に関する事項

- 三 犯罪に関する事項

- 四 前三号に掲げるもののほか、東京都杉並区情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いて、区長が、区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると認めたる事項

（業務の登録）

第八条 実施機関は、業務を新たに開始するに当たり、個人情報を収集するときは、次の各号に掲げる事項を個人情報登録簿に登録しなければならない。

- 一 業務の名称
- 二 個人情報の収集目的
- 三 個人情報の記録の内容

四 対象となる個人の範囲

五 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、登録に係る業務を廃止し、又は変更するときは、当該登録を抹消し、又は修正しなければならない。

3 実施機関は、第一項の規定による登録をしたとき、及び第二項の規定による登録の修正をしたときは、登録に係る事項及び修正に係る事項を審議会に報告しなければならない。

4 実施機関は、個人情報登録簿を縦覧に供しなければならない。  
(収集の制限)

第九条 実施機関は、個人情報を収集するときは、収集の目的を明らかにして、当該個人（以下「本人」という。）から直接これを収集しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合においては、個人情報をも本人以外のものから収集することができる。

一 本人以外のものからの収集について法令に定めがあるとき。  
二 区民の生命、健康又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

三 当該個人情報が出版、報道等により公にされているとき。  
四 前三号に掲げるもののほか、審議会の意見を聴いて、区長が、特に必要があると認めるとき。

3 実施機関は、前項第二号の規定により個人情報を収集したときは、速やかにその事実を当該本人に通知するとともに、審議会に報告しなければならない。

4 本人又はその代理人により法令等に基づく申請行為が行われた場合は、第一項の規定による収集がなされたものとみなす。

### 第三章 個人情報の管理

#### (適正管理の原則)

第十条 実施機関は、個人情報の適正な管理を行うため、次の各号に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。



一 正確かつ最新なものとする事。

二 紛失、破壊、改ざんその他の事故を防止する事。

三 漏えいを防止する事。

2 実施機関は、個人情報の管理が必要でなくなつたときは、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(個人情報保護管理責任者の設置)

第十一条 実施機関は、個人情報を管理するときは、個人情報の適正な維持管理及び安全保護を図るため、個人情報保護管理責任者を設置しなければならない。

(受託者に対する措置)

第十二条 区長は、個人情報に係る業務の処理を外部に委託しようとするときは、あらかじめ委託の内容及び条件について審議会の意見を聴くとともに、区民の個人情報を保護するため、必要な措置を講じなければならない。

#### 第四章 個人情報の利用

(適正利用の原則)

第十三条 実施機関は、収集した個人情報情報を、収集の目的に即して、適正に利用しなければならない。

(目的外利用の制限)

第十四条 実施機関は、第八条第一項の規定により登録された収集目的の範囲を超えて、当該登録に係る個人情報の利用(以下「目的外利用」という。)をするときは、本人の同意を得なければならぬ。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号の一に該当する場合においては、本人の同意を得ないで、目的外利用をすることができぬ。

一 目的外利用について法令に定めがあるとき。

二 区民の生命、健康又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

三 区民福祉の向上を図るため、法令等の定めに基づき適正に業

務を執行するとき。

四 前三号に掲げるもののほか、審議会の意見を聴いて、区長が、特に必要があると認めるとき。

3 実施機関は、前項の規定により目的外利用をしたときは、規則で定める事項を記録しておかなければならない。

4 実施機関は、第二項第二号の規定により目的外利用をしたときは、速やかにその事実を当該本人に通知するとともに、審議会に報告しなければならない。

(外部提供の制限)

第十五条 実施機関は、管理している個人情報<sup>の区</sup>の機関以外のものへの提供(以下「外部提供」という。)をするときは、本人の同意を得なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号の一に該当する場合においては、本人の同意を得ないで、外部提供をすることができる。

一 外部提供について法令に定めがあるとき。

二 区民の生命、健康又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

三 前二号に掲げるもののほか、審議会の意見を聴いて、区長が、特に必要があると認めるとき。

3 実施機関は、前項の規定により外部提供をしたときは、規則で定める事項を記録しておかなければならない。

4 実施機関は、第二項第二号の規定により外部提供をしたときは、速やかにその事実を当該本人に通知するとともに、審議会に報告しななければならない。

#### 第五章 電子計算組織による処理

##### (電子計算組織への記録)

第十六条 区長は、電子計算組織（区が管理するものに限る。以下同じ。）に記録する個人情報項目については、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

2 実施機関は、第七条各号に掲げる事項に関する個人情報、電子計算組織に記録してはならない。

(電子計算組織の結合の禁止)

第十七条 実施機関は、個人情報処理するため、電子計算組織と国、他の地方公共団体等との通信回線を利用する結合を行つてはならない。

第六章 自己情報の閲覧及び訂正の請求等

(閲覧等の請求)

第十八条 何人も、実施機関が管理している自己に関する個人情報(以下「自己情報」という。)の閲覧又は写しの交付(以下「閲覧等」という。)を請求することができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する自己情報については、閲覧等の請求に応じないことができる。

- 一 法令に定めがあるもの
- 二 個人の評価、診断、判定、指導、相談、推薦、選考等に関する

るものであつて、本人に知らせないことが明らかに正当であると認められるもの

三 取締り、調査、交渉、照会、争訟等に関するものであつて、閲覧等の請求に応ずることによつて、実施機関の公正又は適正な行政執行を著しく妨げるおそれがあると認められるもの

3 実施機関は、期間の経過により、前項の規定により請求に応じないこととされた自己情報が同項各号のいずれにも該当しなくなつた後に、新たに閲覧等の請求があつた場合には、当該請求に応じなければならぬ。

4 実施機関は、請求に係る自己情報に第二項の規定により請求に応じないこととする自己情報が含まれている場合において、当該請求に応じないこととする自己情報の記録部分を、閲覧等の請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、当該請求に応じないこととする自己情報の記録部分を除いて請求に応じなければならぬ。

(訂正の請求)

第十九条 何人も、自己情報について事実に関する記録に誤りがあるときは、当該自己情報の訂正を請求することができる。

(消去の請求)

第二十条 何人も、第七条の規定に反し、又は第九条第一項若しくは第二項の規定によらないで自己情報が収集されたときは、当該自己情報の消去を請求することができる。

(目的外利用等の中止の請求)

第二十一条 何人も、第十四条第一項若しくは第二項の規定によらないで自己情報の目的外利用がされているとき、又は第十五条第一項若しくは第二項の規定によらないで自己情報の外部提供がされているときは、当該目的外利用又は外部提供の中止を請求することができる。

(請求の方法)

第二十二条 第十八条第一項の規定による閲覧等の請求、第十九条

の規定による訂正の請求、第二十条の規定による消去の請求又は前条の規定による目的外利用若しくは外部提供の中止（以下「利用中止」という。）の請求をしようとする者は、実施機関に対し、本人であることを明らかにして、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- 一 氏名及び住所
- 二 自己情報を特定するため必要な事項
- 三 請求の趣旨
- 四 前三号に掲げるもののほか、規則で定める事項

（請求に対する決定等）

第二十三条 実施機関は、前条に規定する請求書を受理したときは、受理した日の翌日から起算して、閲覧等の請求にあつては十四日以内に、訂正、消去及び利用中止の請求にあつては二十日以内に、閲覧等、訂正、消去又は利用中止の請求に応ずるか否かを決定し、その旨を速やかに閲覧等、訂正、消去又は利用中止を請求した者



(以下「請求者」という。)に通知しなければならない。

2 前項の場合において、請求に応じないことと決定したとき(当該請求の一部について応じないことと決定したときを含む。)は、その理由を併せて通知しなければならない。この場合において、当該請求に応じない理由がなくなる期日をあらかじめ明示できるときは、その期日を明らかにしなければならない。

3 実施機関は、やむを得ない理由により、第一項の期間内に同項の決定をすることができないときは、同項の規定にかかわらず、前条に規定する請求書を受理した日の翌日から起算して六十日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、当該延長の理由及び決定できる時期を速やかに請求者に通知しなければならない。

(決定後の手続)

第二十四条 実施機関は、前条第一項の規定により閲覧等、訂正、消去又は利用中止の請求に応ずることと決定したときは、速やか

に当該請求に応じなければならぬ。

2 前項の規定により、訂正、消去又は利用中止の請求に応じたときは、その旨を当該個人情報情報の外部提供を受けているものに対し通知しなければならぬ。

## 第七章 救済の手続

(救済の手続)

第二十五条 この条例の規定による処分に関し、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)の規定に基づく不服申立てがあつた場合は、当該不服申立てが明らかにな適法であることを理由として却下するときを除き、遅滞なく、東京都杉並区情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その審議を経て、当該不服申立てについて決定しなければならぬ。

## 第八章 雑則

(手数料等)

第二十六条 この条例の規定に基づく自己情報の閲覧等並びに訂正、

消去及び利用中止に係る手数料は、無料とする。

2 この条例の規定に基づく自己情報の写しの交付に要する費用は、請求者の負担とする。

（他法令との調整等）

第二十七条 他の法令で定める手続により実施機関に対して自己情報の閲覧等、訂正、消去、利用中止その他これらに類する請求ができる場合には、それぞれその定めるところによる。

2 この条例の規定は、実施機関が管理する施設において区民の利用に供することを目的とする個人情報記録されている図書、図画等については、適用しない。

（運用状況の公表）

第二十八条 区長は、毎年一回以上、この条例の運用状況及び電子計算組織に記録している個人情報記録項目その他電子計算組織による主な事務処理状況について公表しなければならない。

（国等への要請）

消去及び利用中止に係る手数料は、無料とする。

2 この条例の規定に基づく自己情報の写しの交付に要する費用は、請求者の負担とする。

(他法令との調整等)

第二十七条 他の法令で定める手続により実施機関に対して自己情報  
の閲覧等、訂正、消去、利用中止その他これらに類する請求が  
できる場合には、それぞれその定めるところによる。

2 この条例の規定は、実施機関が管理する施設において区民の利  
用に供することを目的とする個人情報記録されている図書、図  
画等については、適用しない。

(運用状況の公表)

第二十八条 区長は、毎年一回以上、この条例の運用状況及び電子  
計算組織に記録している個人情報記録項目その他電子計算組織  
による主な事務処理状況について公表しなければならない。

(国等への要請)

第二十九条 区長は、個人情報保護の保護を図るため必要があると認めるときは、国又は他の地方公共団体等に対し、適切な措置をとるよう要請するものとする。

（事業者に対する指導・勧告等）

第三十条 区長は、事業者がこの条例の趣旨に著しく反する行為をしていることを知つたときは、その是正又は中止を指導し、又は勧告することができる。

区長は、事業者が前項の規定による指導又は勧告に従わないときは、その事実を公表することができる。

（委任）

第三十一条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

1 この条例は、昭和六十二年六月一日から施行する。

2 この条例の施行の際、実施機関が現に行つてゐる個人情報の収

集、管理及び利用並びに電子計算組織による処理については、この条例の規定により行つた個人情報収集、管理及び利用並びに電子計算組織による処理とみなす。

## 上告受理の申立理由書添付資料

資料1-1： 村上裕章「判例批評」（民商法雑誌128巻2号）

資料2-1： 人見剛「宝塚市パチンコ店等規制条例事件最高裁判判決—行政権の主体としての地方公共団体の出訴資格について」（地方自治総会研究所「自治総研」2006年5月号（331号））